
熱中症警戒アラート等の情報発信のあり方について

暑さ指数（WBGT）について

環境省では、暑さ指数（WBGT値）の予測値に基づいて熱中症警戒情報等の発表判断を行っているほか、「環境省熱中症予防情報サイト」等を通じて暑さ指数の情報提供を行っている。

暑さ指数（WBGT）とは

（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature）

【算出式】

$$\text{WBGT} = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

- 湿球温度：空気の湿り具合を示す温度。
（湿度が高いほど体温が下がりにくい）
- 黒球温度：黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。
（日射や輻射熱等を反映）
- 乾球温度：通常の温度計が示す気温。



暑さ指数（WBGT）測定装置

環境省では、4月から10月にかけて毎日、全国841地点で、暑さ指数の予測値や実況値を発表している。

これらは、熱中症警戒情報等の発表判断の基準となっているほか、「環境省熱中症予防情報サイト」「メールサービス」「LINE」などで多くの方に活用されており、例えば、テレビやラジオの天気予報などで活用されている。

学会等が示している暑さ指数を用いた指針

暑さ指数（WBGT）による基準域	注意すべき生活活動の目安 ^{*1}	日常生活における注意事項 ^{*1}	熱中症予防運動指針 ^{*2}
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 （激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒 （積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 （積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

^{*1} 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

^{*2} 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

（出典）熱中症環境保健マニュアル2022

熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の概要

環境省 × 気象庁 熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 発表の基準

府県予報区内の **1地点** 以上で暑さ指数（WBGT）が **33以上** になると予測した場合に発表

2. 発表の地域単位・タイミング

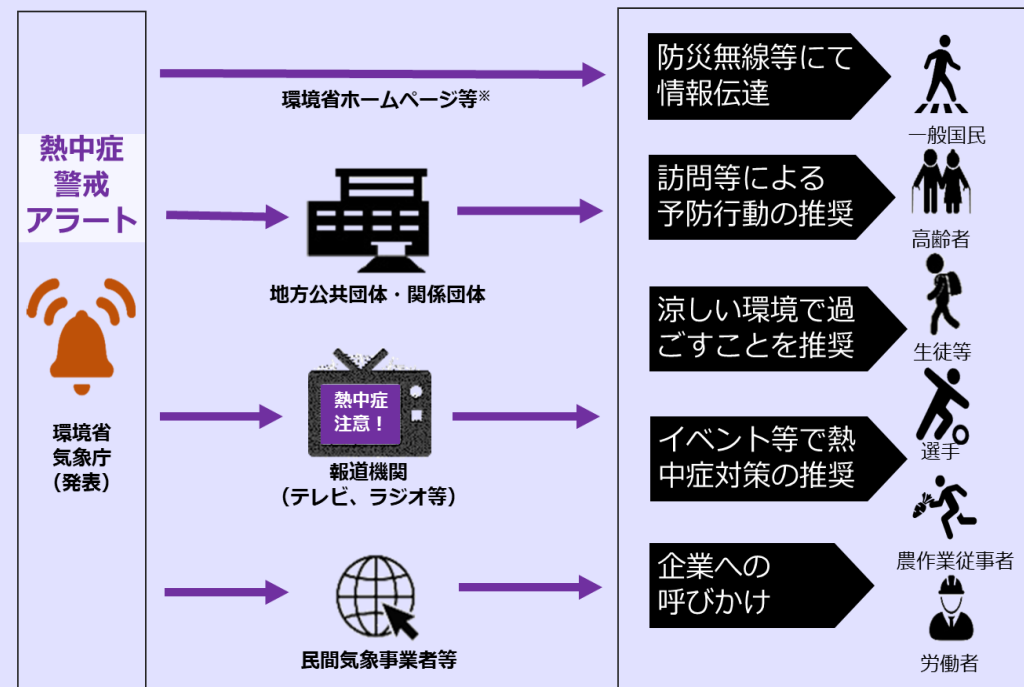
<地域単位>

- 気象庁の **府県予報区等単位** で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

<タイミング>

前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表

3. 情報の伝達方法（イメージ）



※環境省熱中症予防情報サイトで情報発信を行うとともに、「熱中症警戒アラート等のメール配信サービス」及び「環境省LINE公式アカウント」等を活用。

4. 令和8年度の実績

4/23～9/4

延べ発表回数： **1,230回**
 発表日数： **80日**/136日
 発表地域： **50地域**/58地域

【参考】過去の実績

延べ発表回数：同一地域を複数回としてカウント ※令和3年から全国運用開始

令和3年度 4/28～10/27	令和4年度 4/27～10/26	令和5年度 4/26～10/25	令和6年度 4/24～10/23	令和7年度 4/23～10/22
延べ発表回数： 613回 発表日数： 75日 /183日 発表地域： 53地域 /58地域	延べ発表回数： 889回 発表日数： 85日 /183日 発表地域： 46地域 /58地域	延べ発表回数： 1,232回 発表日数： 83日 /183日 発表地域： 58地域 /58地域	延べ発表回数： 1,722回 発表日数： 103日 /183日 発表地域： 51地域 /58地域	延べ発表回数： 1,749回 発表日数： 111日 /183日 発表地域： 54地域 /58地域

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の概要



熱中症特別警戒情報

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省が発表する情報。

自助を原則として、個々人が最大限の熱中症予防行動を実践するとともに、共助や公助として、個々人が最大限の熱中症予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援することを目的としている。

1. 発表の基準

各都道府県の全ての暑さ指数情報提供地点※において、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が**35以上**になると予測した場合に該当都道府県単位で発表

※ 一部、判断の際に参照しない地点（13県24地点）あり。

2. 発表の地域単位・タイミング

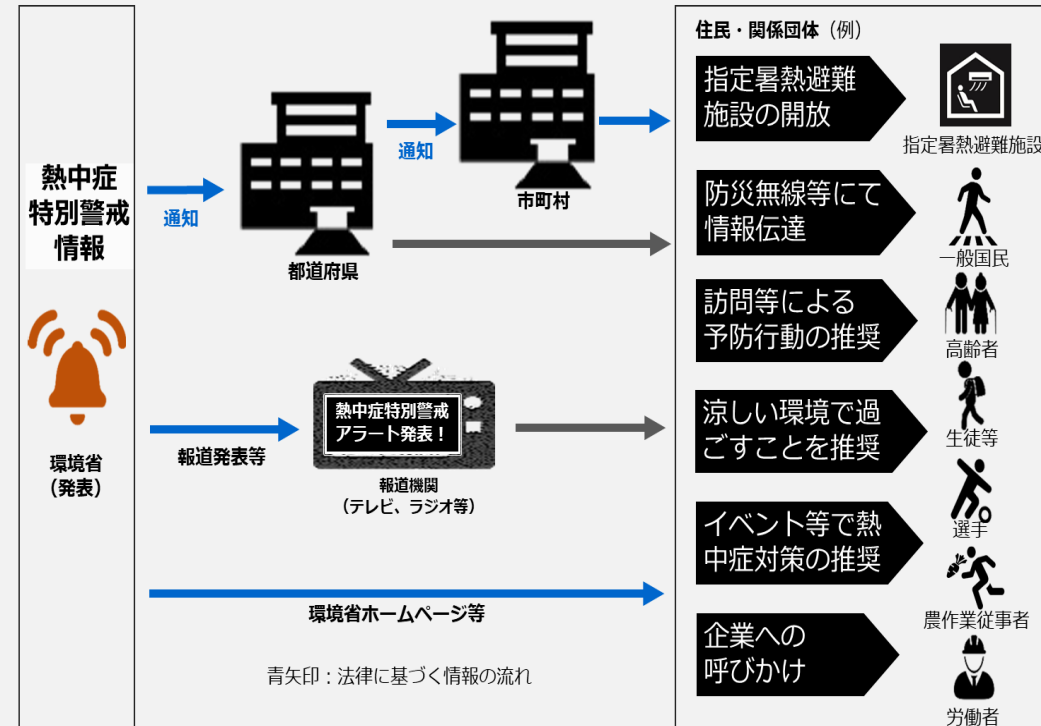
<地域単位>

- **都道府県単位**で発表
- 該当都道府県内の暑さ指数情報提供地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

<タイミング>

前日10時頃における翌日の予測値で判断し、前日の14時頃に発表

3. 情報の伝達方法（イメージ）



4. 令和8年度の実績

4/22～9/4

延べ発表回数：0回

【参考】過去の実績

※令和6年から運用開始

令和6年度
4/24～10/23

延べ発表回数：0回

令和7年度
4/23～10/22

延べ発表回数：0回

熱中症警戒情報等の発表時のキーメッセージ

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報のキーメッセージを定め、発表時はキーメッセージに基づき情報提供を行うこととしている。

熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）のキーメッセージ

- 熱中症警戒アラートが発表された地域において、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、他人事と考えず、暑さから、自分の身を守りましょう！！
- まずは、屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごしましょう。
- その上で、こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。
- 高齢者、こども等は熱中症になりやすいので特に注意し、身近な方も見守り・声かけをしましょう。
- 皆で、身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認し、涼しい環境以外では、運動等を中止しましょう（皆で熱中症対策を積極的に取りやすい環境づくりをしましょう。）！！

熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）のキーメッセージ

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！
- 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！
 - 具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、こども等の熱中症になりやすい方の身近な方は、熱中症になりやすい方が屋内ではエアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごせているか確認してください。
 - また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。
- 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

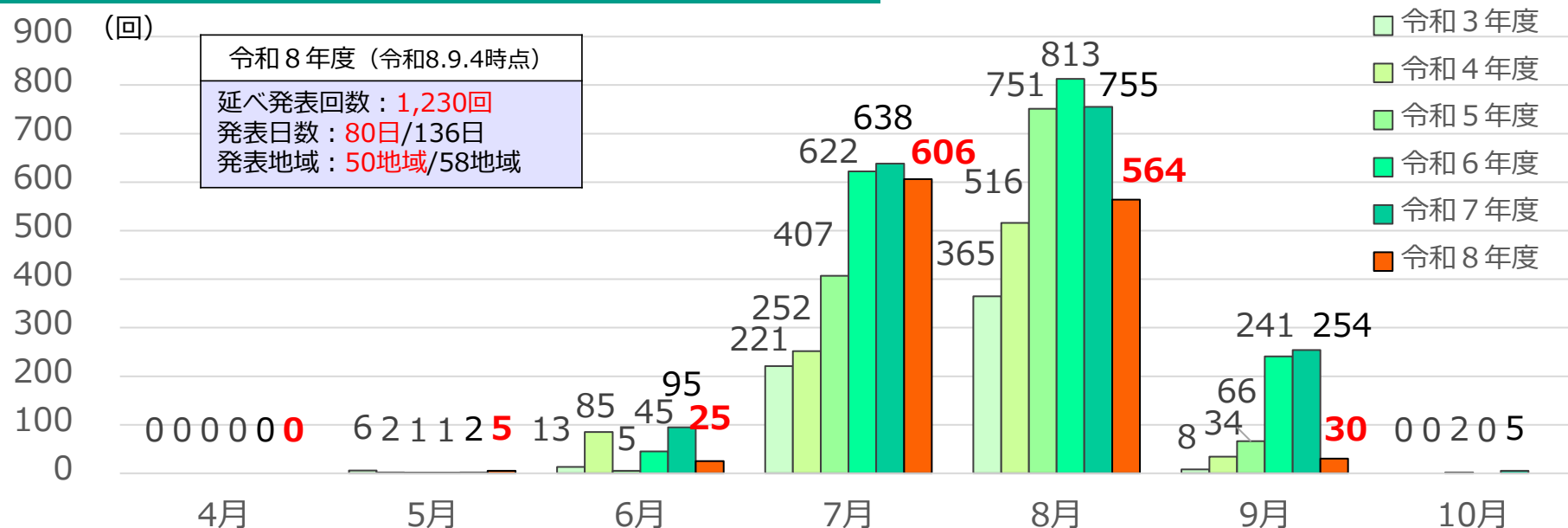
熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の発表状況

令和7年度は熱中症警戒情報の発表回数が1,749回となり、過去最多を記録した。

年度別発表実績（延べ発表回数：同一地域を複数回としてカウント）

	令和3年度 4/28～10/27	令和4年度 4/27～10/26	令和5年度 4/26～10/25	令和6年度 4/24～10/23	令和7年度 4/23～10/22
熱中症特別警戒情報	—	—	—	延べ発表回数：0回	延べ発表回数：0回
熱中症警戒情報	延べ発表回数：613回 発表日数：75/183日 発表地域：53/58地域	延べ発表回数：889回 発表日数：85/183日 発表地域：46/58地域	延べ発表回数：1,232回 発表日数：83/183日 発表地域：58/58地域	延べ発表回数：1,722回 発表日数：103/183日 発表地域：51/58地域	延べ発表回数：1,749回 発表日数：111/183日 発表地域：54/58地域

熱中症警戒情報の月別の発表実績



熱中症特別警戒情報の発表基準の見直し

令和8年度の熱中症特別警戒情報の運用では、有識者※¹の助言を踏まえて、13県24地点※²を熱中症特別警戒情報発表の判断の際に参照しない地点として適用を開始した。

※1 熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ

※2 県庁所在地の観測地点と暑さ指数の相関は強いものの、暑さ指数の値に比較的大きな差がみられる地点

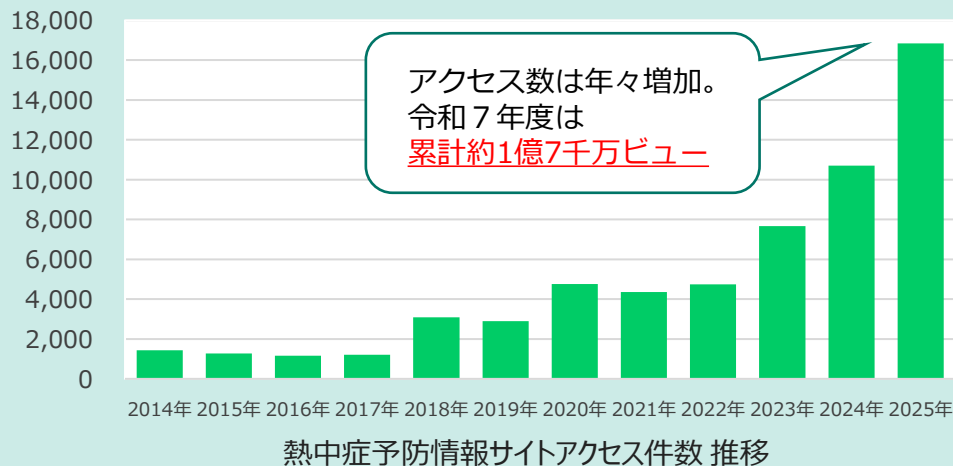
都道府県	情報提供地名
青森県	酸ヶ湯
岩手県	薮川、区界
福島県	桧原、鷲倉、桧枝岐
栃木県	那須高原、土呂部、奥日光
群馬県	草津、田代
長野県	菅平、軽井沢、開田高原、野辺山
山梨県	河口湖、山中

都道府県	情報提供地点
静岡県	井川
岐阜県	六所、宮之前
和歌山県	高野山
高知県	本川
長崎県	雲仙岳
熊本県	高森

熱中症警戒情報の情報発信について

熱中症アラート等の情報の国民への伝達状況

熱中症予防情報サイトを通じた情報提供



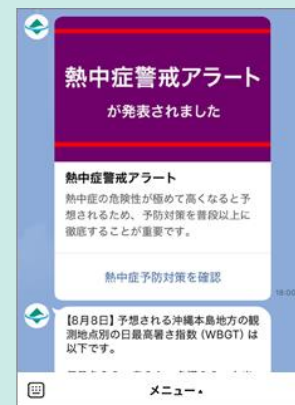
公式SNS、メールサービスによる情報発信

環境省ではLINEアカウントを中心に熱中症情報を発信。

＜登録者数（R8.7月末時点）＞

LINE	約54万人
メール登録者数	
暑さ指数メール	約2.6万人
アラートメール	約3.4万人

公式X、Facebook、熱中症関連府省庁と連携した情報発信も実施



国民の認知状況

熱中症警戒アラートの認知度 内閣府「気候変動に関する世論調査（令和7年9月調査）」



熱中症警戒アラートの認知度は約96%である一方、**内容まで理解している者は約48%にとどまる。**
さらなる周知と行動変容の促進が課題。